

職員の給与に関する報告の骨子

令和2年11月11日
島根県人事委員会

【報告のポイント】

月例給の改定なし

民間給与との較差(0.02%)が極めて小さいことから、月例給の改定を行わない。

1. 職員給与と民間給与との比較

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内128民間事業所の個人別給与を実地調査(完了率90.6%)

○月例給 ~役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を対比し、精密に比較(ラスパイレス方式)~

民間給与(A)	職員給与(B)	較差 A-B	$((A-B)/B \times 100)$
358,043円	357,983円	60円	(0.02%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2. 改定方針

○民間給与との較差が極めて小さいことから、月例給の改定を行わない。

(参考) 期末・勤勉手当(ボーナス)の改定(令和2年10月30日勧告)

民間の支給割合(4.10月)との均衡を図るため引下げ 4.15月分→4.10月分
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映